

認定こども園伊賀良保育園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人笠松会
事業者の所在地	長野県飯田市大瀬木1103番地
事業者の連絡先	0265-25-7123
代表者氏名	渋谷 章二

(2) 施設の概要

種別	保育所型認定こども園							
名称	認定こども園 伊賀良保育園							
所在地	長野県飯田市大瀬木1103番地							
連絡先	電話番号 0265-25-7123 F A X 番号 0265-25-7124 Mail igarah@dia.janis.or.jp							
施設長氏名	小林 正彦							
開設年月日	令和5年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	5人	5人	5人	15人
	2号・3号	9人	20人	26人	26人	27人	27人	135人
	合計	9人	20人	26人	31人	32人	32人	150人
当園の基本理念・方針	子ども達の幸せを願い、乳幼児の健全な発達を促し、感性豊かな子どもの育成を行う。 ・特定教育保育施設としての環境の充実を図り、子どもの健康な心と身体を養う。 ・家庭との連携を密にして保護者の意向を受け止め、子どもと保護者の安定した環境に考慮し、共に発達を支えていく。							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	38,189 m ²
	園庭	1,525 m ²
園舎	構造	昭和 62 年園舎鉄骨造平屋建 平成 12 年増設未満児室鉄骨二階建
	延べ	900.03 m ²

(4) 主な設備の概要 ※別添可

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	たんぽぽ組：0 歳児クラス
ほふく室	1 室	つくし組：1 歳児クラス
保育室	7 室	きく組：2 歳児クラス、ばら組・ゆり組：3 歳児クラス、もも組・うめ組：4 歳児クラス、すみれ組・れんげ組：5 歳児クラス
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
医務室	1 室	
事務室	1 室	
保育士休憩室	1 室	

(5) 職員体制 (令和 8 年 4 月 1 日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
主任保育士	1 人	1 人	0 人	
保育士	34 人	12 人	22 人	
保育士補助	2 人	0 人	2 人	
事務職員	2 人	1 人	2 人	
栄養士	1 人	1 人	0 人	
調理員	5 人	1 人	4 人	
看護師	1 人	1 人	0 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	9時00分～15時00分（6時間）
預かり保育	保育時間	朝：7時30分～9時00分 夕：15時00分～19時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	夏季（8月13日～8月16日）	
	年度末・年度初め（卒園式後から入園式前）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	8時00分～19時00分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：7時30分～8時00分 夕：保育時間に含まれる
	保育短時間	朝：7時30分～8時00分 夕：16時00分～19時00分
開所時間	月～金曜日	7時30分～19時00分
	土曜日	7時30分～17時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	副食費に係る費用	（1月当たり）	4,900 円
	保育料代（3号認定のみ）	（1月当たり）	飯田市利用者負担徴収基準額表により決められる

<p>1号認定子どもの預かり保育に係る月契約の費用 (朝は 8:30 以前 午後は 15:30 を越えた場合の契約となります。越えない場合は料金が発生しません。)</p> <p>月契約以外の利用料</p>	<p>○以上児</p> <p>朝延長 7:30～9:00 1,500 円 8:00～9:00 1,000 円</p> <p>夕延長 15:00～16:00 3,500 円 15:00～17:00 4,500 円 15:00～18:00 5,500 円 15:00～18:30 6,000 円 15:00～19:00 6,500 円</p> <p>※朝延長と夕延長を希望の方は、その合計になります。</p> <p>30分ごと 125 円</p>
<p>2号・3号認定子どもの延長保育に係る月契約の費用</p> <p>月契約以外の利用料</p>	<p>○以上児</p> <p>朝延長 7:30～8:00 500 円</p> <p>夕延長</p> <p>16:00～16:30 1,750 円 16:00～17:00 3,500 円 16:00～17:30 4,000 円 16:00～18:00 4,500 円 16:00～18:30 5,000 円 16:00～19:00 5,500 円</p> <p>※朝延長と夕延長を希望の方は、その合計になります。</p> <p>30分ごと 125 円</p> <p>○未満児</p> <p>朝延長 7:30～8:00 500 円</p> <p>夕延長</p> <p>16:00～16:30 2,000 円</p>

		16:00～17:00 4,000 円 16:00～17:30 4,500 円 16:00～18:00 5,000 円 16:00～18:30 5,500 円 16:00～19:00 6,000 円 ※朝延長と夕延長を希望の方は、その合計になります。
	月契約以外の利用料	30 分ごと 150 円

(8) 支払方法

口座振替・・・引き落とし日 月末日 但し、3月は11日とする。(保育料・副食費)

集金袋にて現金徴収 (預かり保育料・延長保育料・その他)

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

- ① 家庭教育の補完を行い、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することを通して、健全な心身の発達を図ります。
- ② 子どもの情緒の安定は、大人との望ましい関係の中で大人から思いやりを受けることによって実現されます。大人との望ましい関係の中で大人から思いやりを受けることによって情緒の安定を図ります。
- ③ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを養う遊びは、極めて大きな意義を持っています。子どもは、子ども同士での遊びを通して、自然な形でルールを作り、ルールを共有し、社会性・協調性を養います。
- ④ 様々な素材・技法を使った造形遊びや表現遊び、四季折々の自然体験・食育などを通して、心に栄養を与えられるような質の高い保育を目指します。
- ⑤ 保育所における感染症対策ガイドライン等を基に対応することを基本としつつも、

園児の状態の経過も考慮し、保護者との連絡を密にして健康と安全を確保します。

- ⑥ 自園給食を実施し、将来にわたっての生活習慣病予防を視野に入れた味付けや食材等の吟味を心がけ、調理員の衛生的な調理によって食育を考えた給食を提供します。
- ⑦ 食物アレルギーのあるお子さんについては、お子さんにとって最も安全な対応を保護者と相談し、給食やおやつによる事故防止に努めます。また、入園前の相談を通して、対応できることとできないことの確認を行います。
- ⑧ 夏祭りや焼き芋大会等の園開放を中心とした交流活動を積極的に取り入れ、地域中の伊賀良保育園としての自覚を大切にしています。

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 家庭訪問 (交通安全教室)
5月	以上児参観日 芋苗植え 保護者会作業 未満児ミニミニ参観日
6月	歯科検診 内科健診 コーナー遊び プール開き
7月	夏祭り
8月	保護者会作業
9月	総合防災訓練 運動会
10月	以上児遠足 内科健診 歯科検診 芋掘り
11月	焼き芋大会 個人懇談会 観劇 コーナー遊び 未満児ミニミニ参観日
12月	クリスマス会 お正月準備の日
1月	ほんやり様 記念写真撮影
2月	節分 年長参観日 ありがとう週間
3月	卒園式

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・ 施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・ 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による

<p>退園理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき ・ 保護者、園児、その家族ないしは関係者が当園、当園職員その関係者又は園児に対して、誹謗中傷等この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合、登園から利用契約を解除する場合がある。
<p>利用に当たっ ての留意事項</p>	<p>1. 保育時間</p> <p>登園の開所時間は 7:30 から 19:00 までとし、通常保育時間は次の通りです。</p> <p>○ 1号認定子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育標準時間 9:00 から 15:00 まで(月曜日から金曜日まで) <p>○ 2号.3号認定子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育短時間(最大8時間利用) 8:00 から 16:00 まで(土曜日も含む) ・ 保育標準時間(最大11時間利用) 8:00 から 19:00 まで(土曜日も含む) <p>なお、上記保育短時間帯を超えた利用は、延長保育料(有料)となります。</p> <p>「保育短時間」から「保育標準時間」に変更したい場合、またその逆の場合も前月までに手続きが必要です。保育料(利用料)にも変更が生じますので、園にご相談ください。</p> <p>2. 休園・保育日数(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜、祝日、年末年始、職員研修は休園です。 ・ 学校の週5日制(毎週土曜日が休み)への対応や、計画的な職員配置のために事前に希望を調査させていただいたうえで、土曜保育・希望保育を行っています。 ・ 土曜保育は、合同で行っていますのでご承知おきください <p>※土曜保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日について、あらかじめ希望する者(調査票の申し出による)に対して保育を行うもの。 ・ 土曜日に保育を希望される場合は、お弁当と水筒を持ってきてくださ

い。(未満児も同様)

※希望保育

・平日についてあらかじめ希望する者(調査票の申し出による)に対して、保育を行うもの。

① 8月1日からお盆期間までの平日

② お正月、三が日明けの平日

③ 年度末(卒園式～) 年度初め(入園式前日まで、卒園児は対象から外れます)

・③の期間は給食がありません。お弁当水筒を持参してください。

(未満児も同様)

※特別保育

① お盆期間の平日

・給食はありません。お弁当水筒を持参してください。(未満児も同様)

※職員研修

・保育士の資質向上を目的に、年間5回程度平日の午後、保育部会(私立保育園職員研修)があります。この部会の日の降園時間は、12:00となります。都合の悪い方は、16:00までの保育と延長保育を行います。

16:00までの保育は事前に希望をとります。

・年に1回4月1日を職員研修とし、休園とします。ご理解ご協力をお願いいたします。

3. 延長保育 8:00登園について

(1) 保育時間と利用料金(保育短時間利用者対象)

延長保育は、利用者負担(保育料)の他に別途延長料金が必要になります。保護者の方の勤務時間等とお子さんの心身の状態を考慮し、無理のない形でご利用ください。

	時間帯	単位時間	3歳未満児	3歳以上児
朝延長保育	7:30～8:00	30分	100円	100円
夕延長保育 (保育短時間利用者のみ)	16:00～19:00	30分	150円	125円

(2) 申し込み・時間変更・解除について(月契約) = 提出期限 20 日厳守 =
 申し込み希望の方は、前月 20 日までに「朝延長・夕延長申込書」の書類を提出してください。当月に入ってから申し込みや変更はできかねますので、ご承知ください。

(3) 延長時間・変更連絡・日々利用について

- ・日々の延長保育への希望等は、連絡帳又は電話連絡にて行ってください。
- ・急に延長保育の利用が生じた場合には、15:30 までにご連絡ください。
- ・朝延長を急に希望される方は、前日までに連絡帳又は電話でご連絡ください。

4. 各種手続きについて

提出書類	内容	締め切り日
家庭状況変更届	家庭状況に変更があった時には、速やかに園に連絡をし、変更届を出す。 例：職場が変わった 家族が増えた(出産) 住所が変わった	事象が発生した時にその都度提出する。
転園届	保育園を転園する時には、その旨保育園に連絡し、用紙に記入後、在園する保育園へ提出する。	転園をする前月の 15 日までに在園する園へ提出する。
退所届	退所をする時に申請する「保育所退所届」を記入する。 病気やけが等で 1 か月間以上休む場合は、一旦退所することができる。その場合は、再入所届 と一緒に提出する。届け出用紙 は、保育園にあります。	退所する月の 20 日までに提出する。

再入所届	一旦退所して、再度入所する時に申請する。病気やけが等で1か月間以上休む場合は、一旦退所することができる。その場合は、退所届と一緒に提出する。	再入所する月の前の月の20日までに提出する。
翌年度 継続入所 (年長児の家庭以外が対象)	一旦退所して、再度入所する時に申請する。病気やけが等で1か月間以上休む場合は、一旦退所することができる。その場合は、退所届と一緒に提出する。	再入所する月の前の月の20日までに提出する。
翌年度 継続入所 (年長児の家庭以外が対象)	継続入所する場合は、「継続入所調査書」(飯田市から出る)の必要事項(就労証明書等)を記入し、園へ提出する。	前月の20日までに提出する。当月に入ってから申し込みや変更はできかねますので、ご了承ください。

5. 保育園からのお願い (通園にあたって)

(1) 登降園について

- 安全確保のため送迎については、保護者に行っていただきます。
- ※お家の方以外のお迎えの時は、連絡帳等で必ずお知らせ下さい。
- 通園時に歩く場合は、車の往来の激しい道はできるだけさけるようにして、道の横断は実地指導を徹底して下さい。
- 登園は、安全のため、必ずお子さんが入室するまで見届けて下さい。
- 送迎の多い 7:30~9:00、15:30~16:00 以外は、安全のために正門を施錠します。通用門を利用し、その都度施錠して下さい。
- 以上児保護者は園第1,2駐車場(神社下、伊賀良電設様下)をご利用下さい。短時間での移動にご協力ください。
- ※園前の駐車場は原則として未満児保護者専用(一方通行)です。延長・土

曜保育時は、ご利用いただけます。

○保育園内は園が責任を持ちます。門外は家庭で責任を持って下さい。

(2)身体について

○欠席又は9時以降の登園になる場合は、給食数把握の関係上、必ず朝9時までに連絡下さい。続けて欠席する場合は、何日までとお知らせ下さい。

○朝、体調が悪い場合は、登園を見合わせましょう。登園される場合は、様子を直接職員に、または連絡帳にてお伝え下さい。(下痢のある場合等、状況によってお預かりできないこともあります。解熱剤を使用、又は38℃以上の熱があった場合は、お子さんの負担を考え、解熱後24時間は登園を控えましょう。)

○集団生活ですから、伝染性のある病気にかかった時は、必ず全快するまで休ませて下さい。病院の登園許可書が必要な病気もあります。(おたふく、風疹、インフルエンザ、結膜炎等) ※別紙「登園許可証」参照

○園にて病気になった場合や、37.5℃を超える熱がある場合は、電話で家庭の様子を教えていただくことやお迎えに来ていただくことがあります。又、万一園でけがをした場合、状況によりお迎えに来て頂きます。(緊急連絡先が変更になる場合は必ずお知らせ下さい。)

(3)持ち物について

○すべての持ち物や衣服には、自分で分かるようにひらがなで名前をつけて下さい。※目印をつけると分かりやすいです。

○カバン等は、時々点検して傷んだところは修理して、子どもが困らないようにしましょう。

○毎日カバンの中をよく見て、お便りがあるかどうかご確認下さい。

○おもちゃ、ガム、菓子、お金等は持たせないで下さい。

(4)身支度について

○園児服は、毎日着用してください。

○できるだけ、大小便のしやすいようご配慮ください。

○自分で身支度できる物を着せ、薄着の習慣をつけましょう。

○フード付き、スカート付き、ひも付きなどの衣服は安全上禁止です。

○長髪のお子さんは、安全・衛生のためゴムで結びましょう。(華美なものやピン×)

(5)金銭徴収・給食・給食費について

- 園で金銭徴収をする場合は、必ず保護者に連絡し集金袋を渡します。
集金袋の口をしっかりと閉じ、翌日ご提出下さい。つり銭がいないようご協力ください。
- 2号認定のお子さん（以上児）は保育料無償化に合わせて、副食費（おかず・おやつ等）は保護者の実費負担となります。当園の集金方法は、口座振替の利用にご協力いただいています。※振替日…毎月11日頃

副食（おかず・おやつ等）	主食		
4,900円／月	月～木曜日 ご飯持参	金曜日 パン	土曜日 弁当持参

- 毎月献立表を配布します。心配がある場合にはお知らせください。

(6)緊急連絡について

- 急な病気やけがの時には、「緊急連絡先」に記入された連絡先に連絡します。変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
- シール帳の1ページ（園児、保護者欄）は、必ず記入をしてください。
※緊急時に使用
- 携帯メールでの緊急連絡を行っています。入園後、入会にご協力ください。
- 電話でのクラス連絡網を作成します。みえるところに貼っておき、万一来てて、次の方の連絡先を確認しておきましょう。
※個人情報の取り扱いにご注意ください。

(7)その他

- 入園当初は心身ともに疲労しますので、十分睡眠をとらせてください。
- 必ず朝食をとって登園させてください。朝食は一日の元気の源です。
- おもちゃ等園の物を持ち帰ったり、衣服を借りたりした時は、必ずお返しください。
- 以上児の連絡帳は、変わった様子があった場合等にお互いに記入します。
確認をしたらサインをお願いします。その他必要な場合には、お子さんの様子等を伝え合う面談の時間も用意できますのでお悩みの事など、お気軽にご相談ください。
- 家庭状況（保護者の勤め先、緊急連絡先、養育者等）が変更した場合は、

速やかに園にお知らせください。市への家庭状況変更届提出が必要です。

○カラー帽子は毎週末、上履きは月末、昼寝布団は一週間おき（6月～9月は毎週末）に持ち帰り、洗濯をして休み明けには忘れないように準備をお願いします。

6

6. 保育園でのくすりの使用について

……園では原則として、くすりの使用ができません ……

- (1)お子さまのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「投薬依頼書」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育園に手渡していただきます。
- (2)くすりは、お子さまを診察した医師が処方し調剤したもの。或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
- (3)保護者の個人的な判断で持参したくすり（市販のくすり）は、保育園としては対応できません。
- (4)座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお、使用に当たってはそのつど保護者に連絡しますのでご了承ください。
- (5)初めて使用する座薬については対応できません。
- (6)「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、その都度保護者に連絡することになりますのでご了承ください。
- (7)慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については保育所保育指針によって、子どもの主治医又は嘱託医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。
- (8)持参するくすりについて
 - ①医師が処方したくすりには必ず「薬剤情報提供書」を添付してください。（園からお渡しした「投薬依頼書」、「投薬確認表（園で投薬した日の確認印）」も同時に提出してください。）

	<p>②使用するくすりは一回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。</p> <p>③袋や容器にはお子さんの名前を記載してください。</p> <p>(9)医師の診察を受けるときには、〇〇時から〇〇時まで保育園にいること、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。(登園時間中を避ける薬があるか相談してください。)</p> <p>*保育園ではくすりにより生じた事故については責任を負えませんのでご了承ください。</p>
--	---

(12) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	健和会病院
医院長名	品川文乃
所在地	長野県飯田市鼎中平 1936
電話番号	0265-23-3115

(13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	すみれ歯科
医院長名	木下 龍二郎
所在地	長野県飯田市大瀬木 797-1
電話番号	0265-49-8280

(14) 学校薬剤師・嘱託薬剤師

薬局の名称	高松薬局
薬剤師名	木下 雅文
所在地	長野県飯田市上郷黒田 339-2
電話番号	0265-23-1287

(15) 緊急時における対応方法

<p>特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p>
--

【管轄する消防署】

消防署名	飯田市伊賀良消防署
所在地	長野県飯田市上殿岡 721-2
電話番号	0265-25-0119

【管轄する警察署】

警察署名	飯田警察署 名古熊交番
所在地	長野県飯田市鼎名古熊 1342-1
電話番号	0265-24-0184

(16) 非常災害対策

防火管理者	小林 正彦
消防計画届出年月日	平成 29 年 9 月 25 日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、非常階段、火災報知器を備えています。
避難場所	園庭 熊野神社 伊賀良小学校職員駐車場
緊急時の連絡手段	電話、専用メール

(17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	熊谷梨香	主任保育士
相談・苦情解決責任者	小林正彦	園長
第三者委員	片山仁	主任児童委員
	原 佳子	主任児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。
--

(18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	幼稚園賠償責任保険
保険の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行危険（対人対物共通） ・生産物危険（給食 PL）（対人対物共通）
保険金額	1 事故につき最大 5 億円

（19）個人情報の取り扱い

<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。 ・写真等園外に出すものについては、あらかじめ保護者の承諾を受ける。承諾のないものについては出さないように配慮する。

（20）その他保護者に説明すべき事項

<ul style="list-style-type: none"> ・同年齢によるクラス保育を基盤としながら、異年齢の交流も行います。 ・年一回保護者アンケートを実施し、保護者の声を基に改善の検討を行い、結果をお知らせします。 ・伊賀良保育園は、私立保育園ですが、昭和 32 年に地域の要望から設立された保育園です。その趣旨を大切に、地域と共に歩みます。
